

令和8年度合志市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 ハイリスクアプローチ業務委託仕様書

この仕様書は、令和8年度合志市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業のうちハイリスクアプローチの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1. 委託業務名 令和8年度合志市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業ハイリスクアプローチ業務委託

2. 業務期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)

3. 事業目的

高齢者へ訪問による健康相談や保健指導を行い、被保険者の健康管理や適正受診に対する意識を高め、重症化予防やフレイル予防、必要なサービスへの接続を図ることで、健康寿命の延伸を目指す。

4. 対象者

75歳以上の熊本県後期高齢者医療制度加入者で、市の住民基本台帳に記録されている者のうち、以下の条件に該当する者。ただし、施設入所者と要介護3以上の者、熊本県後期高齢者医療広域連合で訪問対象の者は対象外とする。

(1) 低栄養防止

健診結果より、85歳未満でBMI 18.5以下かつ昨年の質問票で6ヵ月に2～3kg減少した者。過去訪問した結果、介入不要となった者は除く。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防

- ア 健診結果より、90歳未満でHbA1c 7.0%以上の者
- イ 健診結果より、90歳未満で尿蛋白2+以上またはeGFR 40未満の者
- ウ 糖尿病管理台帳にて過去5年間にHbA1c 6.5%以上の者。ただし、過去5年間毎年健康診断を受診しており、かつ数値の改善が認められる者は対象外とする。

(3) その他の生活習慣病等重症化予防

- ア 健診結果より、90歳未満で高血圧Ⅱ度以上(160/110以上)の者
- イ 健診結果より、90歳未満で心房細動かつ未受診者
- ウ 高血圧治療中で脳梗塞の既往があり、介護の介入がない80歳未満の者。ただし、過去5年間毎年健康診断を受診しており、かつ数値が安定していると認められる者は対象外とする。

5. 実施方法

原則として、対象者1人につき2回の訪問指導実施とする。ただし、合志市の定める支援基準に達しなかった場合、1回の訪問実施と認めない。

6. 履行場所

原則として、訪問指導対象者宅及びこれに準ずる場所とする。

7. 業務内容

(1) 訪問従事者

訪問指導は、保健師及び看護師、管理栄養士のいずれかの医療専門資格を有した者であること。

(2) 訪問指導内容について

ア 健診結果の説明

健診結果を踏まえ、訪問指導対象者に自らの健康状態の詳しい説明を行う。

イ 医療機関への受診勧奨

訪問指導対象者が病状についてどのように認識しているかを把握し、医療機関への受診勧奨を行う。

ウ 生活習慣を改善すべき点の指導

生活状況を確認し、生活習慣の改善すべき注意点など必要な日常生活の指導を行う。

エ その他

家族からの質問や相談に答えるとともに、家族の健康相談も行う。

(3) 不在時等の対応について

ア 不在の場合

(ア) アポイントの取得なく訪問したが不在であった場合、会えるまで3回以上は訪問を行うこと（対象者が訪問指導を拒否した場合を除く）。

(イ) 同日内に2回以上訪問して不在であった場合も、1回の不在とみなす。

(ウ) 3回以上訪問を行っても不在の場合、支援不可の件数として計上することができる。2回以下の訪問の場合、支援不可の件数には含めない。

イ 拒否の場合

(ア) 市からの訪問を拒否した場合、支援不可の件数として計上する。

(イ) 訪問指導の必要がない等の理由で辞退した場合は、支援不可の件数には含めない。

(4) 成果物

成果品は次に定めるものとする。

- ・実施報告書

8. 安全管理

安全に事業を実施するために、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備し、常に安全管理に配慮し実施すること。また、事故発生時に対応し得る保険に加入すること。

9. 訪問指導の留意点

- (1) 訪問時には、対象者に職員の身分を明らかにし、訪問の趣旨説明を行うこと。
- (2) 訪問指導の実施にあたっては、健康についてのパンフレット等を配布又は使用し、訪問指導対象者にわかりやすく指導を行うこと。
- (3) 事業の実施や利用者の状況等については、市と情報共有を図ること。
- (4) 実施にあたっては、下記のア、イについても遵守すること。

ア 苦情対応

苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、利用者等から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に対応し、苦情及び対応の内容について記録すること。また、利用者等が苦情申立て等を行ったことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

イ 緊急時の対応

業務の提供中に利用者の病状が急変した場合等は、速やかに医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じること。

10. 委託料の支払い方法

受託者は毎月実施報告書を提出し、本市の検査後、受託者から請求を受けた日より30日以内に委託料を支払う。

11. 個人情報の取り扱い、守秘義務等

(1) 条例の尊守

受託者は、当該業務を行うにあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、「合志市個人情報保護法施行条例」を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

委託者、受託者ともにこの契約で締結された活動および事業にかかるノウハウ、業務に関し知り得た個人情報の内容（以下、「個人情報」という）については、守秘義務を要するものとする。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の取り扱い

受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう努めなければならない。

(4) 目的外使用、第三者への提供の禁止

受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約の履行に必要な委託者の業務上の内容および個人情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。

(5) 複写、複製の禁止

受託者は、委託者の承諾なくして個人情報を複写または複製してはならない。

(6) 調査および勧告

委託者は、受託者が委託事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じた調査を行うことができるものとし、取り扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

(7) 事故発生における報告義務

受託者は、事故が発生した場合、速やかに事故報告書を作成し、委託者に提出し

なければならない。

12. 再委託の禁止

受託者は自ら業務を遂行するものとし、第三者に委託してはならない。